

山口県報

平成24年
8月31日
(金曜日)

目次

告示	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	一
岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	一
浸水想定区域の変更(河川課)	二
公告	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課)	二
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	三
山陽小野田都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	三
山陽小野田都市計画こみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	四
選管告示	四
政治団体の名称等	四
政治団体の異動事項	四
解散等に係る政治団体の名称等	四
資金管理団体の異動事項	五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等	五

山口県告示第三百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。



平成二十四年八月三十一日

土地改良区の名称

美祢市川東西土地改良区

認可年月日

平成二四、八、二三

山口県知事 山本 繁太郎

山口県告示第三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第七百四十二号)(三に係るものに限る。)(一)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。)(一)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課、山口市経済産業部林業振興課及び防府市産業振興部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 土地区画整理組合の名称

岩国市平田一丁目土地区画整理組合

- 二 事務所の所在地
岩国市平田五丁目二八番一六号
- 三 設立認可の年月日
平成十六年十月五日
- 四 変更認可の年月日
平成二十四年八月三十一日

山口県告示第三百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第四項の規定により、次のとおり浸水想定区域を変更した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

名河川称の	上	区	間	下流端
	流	端		
厚狭川水系	左岸 美祢市大領町西分字下渡八三番一地先 右岸 美祢市大領町西分字鬼園二二四四番一地先	左岸 美祢市東厚保町川東七三番四地先 右岸 美祢市東厚保町川東四九番一 地先	河口	随光川の合流点



(四三〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人全国晋作会連合会

代表者の氏名 藤原 弘毅

主たる事務所の所在地 萩市大字堀内三五五番地

(四三一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人図書館に架ける橋

代表者の氏名 三好 英一

主たる事務所の所在地 光市室積四丁目二番一六号

(四三二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年十月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口コアラ

代表者の氏名 林 英毅

主たる事務所の所在地 周南市新清光台二丁目二番八号

(四三三) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事業の名称

県営山代の郷地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事了の時期

平成二十四年一月三十日

一 事業の名称

県営山代の郷地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

農道の整備

三 工事了の時期

平成二十四年七月十九日

一 事業の名称

県営山代の郷地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

鳥獣侵入防止施設

三 工事了の時期

平成二十四年三月二十七日

一 事業の名称

県営山代の郷地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

暗渠排水

三 工事了の時期

平成二十一年四月二十八日

(四三四) 山陽小野田都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画汚物処理場一山陽小野田市小野田浄化センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四三五) 山陽小野田都市計画こみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画こみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年八月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
 山陽小野田都市計画こみ焼却場一山陽小野田市環境衛生センター
 山陽小野田都市計画こみ焼却場二山陽小野田市清掃工場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年八月三十一日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(年)月日
久保潤爾後援会	藤田 富江	久保奈保美	防府市大字西浦/870		平成24、3
すべての国民の安心・安全に全力をつくす会	咲賀 信幸	有近真里代	山口市惣大夫町/番/5号		〃 〃 2
みらいの太陽やまぐち	高岸 春幸	堀内 恵美	周南市新町2丁目/7		〃 〃 6
和田としあき後援会	渡邊 直樹	中光 昭典	防府市自由ヶ丘3丁目/9番20号		〃 〃 4

山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年八月三十一日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年)月日
		新	旧	
自由民主党阿知須支部	代表者	林 國雄	武永 輝男	平成24、7、20
	事務所	山口市阿知須3642の2	山口市阿知須2633	
自由民主党豊北支部	代表者	有福精一郎	森脇 昭典	〃 〃 26
	会計責任者	吉田 真次	中野 晋治	
自由民主党山口県水産支部	代表者	森友 信	田中 傳	〃 〃 3/
	会計責任者	仁保 宣誠	森友 信	
自由民主党山口県第二選挙区支部	代表者	柳居 俊学	山本繁太郎	〃 〃 20
	会計責任者	江本 正	有近真里代	
自由民主党山口県宅建支部	事務所	大高郡周防大島町大字四方197402/1	岩国市山手町7丁目6番/8号	〃 〃 10
	代表者	五郎丸孝士	片岡 義正	
自由民主党山口県電気通信支部	代表者	新立 勉	藤島 俊博	〃 〃 5

青山会	代表者である公職の係る補公職の種類	—	衆議院議員	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係の区分	衆議院議員	〃 〃 19
	公職の係る公職の種類	—	高邑 勉			
たかむら勉君を育てる会	国会議員関係の区分	—	国会議員関係の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員以外の政治団体	衆議院議員	〃 〃 〃
	公職の係る公職の種類	—	高邑 勉			
	公職の係る公職の種類	—	衆議院議員			
山口県生活衛生同業組合連合会政治連盟	代表者	中島 修一	小林 幹生	〃	〃	2
山口県中小企業政治連盟	代表者	前村 隆規	清弘 和毅	〃	〃	25
	代表者	五郎丸孝士	片岡 義正	〃	〃	〃
山口県不動産政治連盟	代表者	池田 周大	高見 嘉久	〃	〃	10
	会計責任者	—	—	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年八月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県周南市第二支部	河村 敏夫	佐古 勝文	周南市川崎2丁目2番17号	平成24年6月30日
河村敏夫を励ます会	河村 敏夫	河村美智子	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年八月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

資金管理団体の届出事項を異動した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動内容		備考（届出年月日）
			異動事項	内容	
高邑 勉	山口県知事	青山会	新	旧	平成24年7月19日

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年八月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			備考（資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日）
		名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
河村 敏夫	山口県議会議員	河村敏夫を励ます会	周南市川崎2丁目2番17号	河村 敏夫	平成24年7月2日

平成二十四年八月三十一日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁